

## 愛媛県教育委員会 2月定例会会議録

### 1 開会の日時及び場所

平成18年 2月21日（火）午後 1時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6人

### 3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

### 4 欠席委員

なし

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 西山修一

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 菅原正夫

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 今井裕一

### 6 会議の概要

#### (1) 開 会

委員長 午後 1時30分開会を宣する。

委員長 議案第 2号教職員の報賞については人事案件であり、非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

#### (2) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

#### (3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成18年度当初予算について

教育次長 愛媛県議会 2月定例会に提案予定の平成18年度当初予算案及び平成17年度 2月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を報

告する。

委員長 県民文化会館分館とする予定の老人児童福祉センターの面積について質問する。

文化振興課長 約2000平方メートルである旨説明する。

教育長 ホールや畳の間もあり、既存の施設内容を活かして、文化活動や生涯学習などの場としたい旨説明する。

委員長 文化会館西側の駐車場の整備について質問する。

教育長 舗装はせず、有料とする予定である旨説明する。

教育長 予算編成は財政難の中での厳しいシーリングにより制約が多かった旨及び義務教育費国庫負担金における県の負担割合が2分の1から3分の2に増加したことについて、18年度は地方交付税により補てんされる見通しだが、19年度以降は厳しい見通しである旨説明する。

星川委員 アウトソーシングの進ちょく状況について質問する。

教育長 管理委託している施設は18年度から指定管理者制度を導入するが、博物館、美術館等の直営施設についての今後の取扱いが大きな課題である旨説明する。

委員長 アウトソーシングについては、費用対効果の面で推進できる事業とそうでない事業があり、その見極めが難しい旨意見を述べる。

公文書非公開決定に対する審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会からの答申について

義務教育課長 教職員配置希望願の非公開決定に対する審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会から一部を除き公開すべきであるとの答申があった旨報告する。

#### (4) その他

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 教育長の期末手当を改定するための、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の制定について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 県の危機的な財政状況を踏まえ、教育長の給与の減額措置を講ずるための知事等及び職員の給与の特例に関する条例の制定について、概要及び条例案を説明する。

義務教育課長 同じ理由により教育職員の給与の減額措置を講ずるための、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の制定について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

教育職員の給与に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 栄養教諭及び県立中等教育学校の設置に伴い、並びにへき地手当の月額を改定するための、教育職員の給与に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

委員長 へき地手当の改正による削減額について質問する。

教育長 約1億2千万円であり、これを財源とし、栄養教諭採用、35人学級拡充及び中1ギャップ解消のための非常勤講師拡充のために活用したい旨説明する。

委員長 1学級当たりの児童生徒数が非常に少ない学校についての対策について質問する。

教育長 市町教育委員会の権限により小中学校の統廃合を行っている旨説明する。

山口委員 保護者の中には、子どもの競争意識を醸成するためにもある程度の児童生徒数が必要であり、統廃合を求める声もある旨述べる。

砂田委員 へき地教育に取り組む教師の苦労も認識しているが、道路事情その他の条件の改善などへき地の級地区分を見直すべき事情もあるなかで、級地区分を見直さず支給割合を一率に引き下げる改正をする理由について質問する。

教育長 へき地手当が、現状においては高額ではないかという県民の声や感覚があることや、本年の人事委員会報告においても学校現場の実態を適切に反映していない手当については見直しを求められている旨、また、級地区分の見直しは必要と認識しており、昨年来文部科学省に級地の認定基準について、早急に見直しを実施するか地方に権限移譲するよう要望しているが実現せず、だからといって6年に1回の次の定期的な基準見直しの時期まで待つこともできないので、今回は県教委に与えられた権限の範囲で実施可能な方法により見直すべきものは見直すという考え方で支給割合の改定を行いたい旨説明する。

砂田委員 へき地手当改定の削減率の根拠について質問する。

義務教育課長 へき地手当の級地間隔差は、制度創設時の給料1号給の平均昇給率4%により決定しているが、現在は平均昇給率が2%とな

っていることから、へき地に準ずる学校を2%、1級地を4%とし、2級地以上については生活不便性もあることから従前の級地間隔差を適用して4%の削減とした旨説明する。

砂田委員 級地区分を精査する必要もある旨意見を述べる。

委員長 級地の認定基準については、国に要望して、必要な見直しをしてもらう必要がある旨意見を述べる。

和田委員 来年度から栄養教諭が設置されるが、食育の重要性に鑑み、学校全体やPTA等とも連携し、栄養教諭が柱となって活躍できるよう研修時等に指導して欲しい旨意見を述べる。

教育長 家庭教育の合言葉として「早寝・早起き・朝ごはん」があるが、家庭では朝食をしっかり摂るような活動をPTAの運動として取り組んでいただき、学校教育では栄養教諭による指導により食育を推進したい旨説明する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 栄養教諭及び県立中等教育学校の設置に伴う教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 栄養教諭の設置に伴う教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

愛媛県立学校設置条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 第一養護学校をしげのぶ特別支援学校に改称するための、愛媛県立学校設置条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

愛媛県学校職員定数条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 県立学校及び市町立小・中学校の職員定数を改めるための、愛媛県学校職員定数条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 以後の会議を非公開とする旨宣する。

#### (5) 議 事

##### 議案審議

委員長 議案第2号を上程する。

議案第2号 教職員の報賞について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 愛媛県教職員報賞規程に基づき、永年勤続し勤務成績良好な教職員254名を報賞する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

#### (6) 閉 会

委員長 午後3時05分閉会を宣する。